

仕様書

(業務名称)

第 1 条 各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業モニタリング業務委託

(履行期間)

第 2 条 契約締結日から令和 1 2 年 7 月 3 1 日まで

(履行場所)

第 3 条 各務原市教育委員会事務局教育施設整備推進課 ほか

(目的)

第 4 条 各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業について、P F I 手法を導入して実施するに当たり、民間事業者が行う設計、建設、維持管理及び運営業務等をモニタリングすることを目的とする。

(対象施設)

第 5 条 本業務でモニタリングの対象とする施設は以下のとおりとする。

- ・新総合体育館
- ・総合運動防災公園（付帯施設を含む）
- ・各務原スポーツ広場公園

(業務内容)

第 6 条 本業務の内容は以下のとおりとする。各業務の実施時期は【別紙】想定スケジュールのとおりにするが、進捗に応じて柔軟に対応すること（以下の①～⑦は、【別紙】想定スケジュールにおける当該番号に対応）。

1 設計モニタリング ①

1.1 基本設計モニタリング【令和 7 年度業務】

1.1.1 市の要求事項確認

S P C が実施する基本設計業務について、要求水準書等の市の要求事項との整合性の確認を行う。

1.1.2 設計計画書等の確認支援

S P C が作成した設計計画書等について、その内容が要求水準書、提案の内容等を満たしていることを確認する。

1.1.3 基本設計図モニタリング

S P C が作成した基本設計図について、その内容が要求水準書、提案の内容等を満たしていることを確認するとともに、課題が発見された場合はその対応策や、実施設計での検討課題の整理を行う。

1.1.4 事業者独自提案事項確認

S P C が実施する基本設計業務について、S P C が作成する「事業提案書との整合性の確認結果報告書」をもとに、事業提案書との整合性の確認を行う。

1.1.5 定例会議

S P C との設計協議会等に係る定例会に出席し、S P C と市の協議を支援する。

1.2 実施設計モニタリング【令和 7 ～ 8 年度業務】

- 1.2.1 市の要求事項確認
SPCが実施する実施設計業務について、要求水準書等の市の要求事項との整合性の確認を行う。
 - 1.2.2 実施設計図モニタリング
SPCが作成した実施設計図について、その内容が要求水準書、提案の内容等を満たしていることを確認するとともに、課題が発見された場合はその対応策や、建設・工事監理業務における対応課題の整理を行う。
 - 1.2.3 事業者独自提案事項確認
SPCが実施する実施設計業務について、SPCが作成する「事業提案書との整合性の確認結果報告書」をもとに、事業提案書との整合性の確認を行う。
 - 1.2.4 定例会議
SPCとの設計協議会等に係る定例会に出席し、SPCと市の協議を支援する。
- 2 建設モニタリング ②
 - 2.1 着工前工事準備モニタリング【令和8年度業務】
 - 2.1.1 定例会議
SPCとの建設協議会等に係る定例会に出席し、SPCと市の協議を支援する。
 - 2.2 着工後工事モニタリング【令和8～11年度業務】
 - 2.2.1 市の要求事項確認
SPCが実施する建設工事及び工事監理業務について、市の要求事項の確認を行う。
 - 2.2.2 事業者独自提案事項確認
SPCが実施する建設工事及び工事監理業務について、事業提案書との整合性等を確認する。
 - 2.2.3 完成検査立会い
市が実施する工事に係る検査に立ち会い支援を行う。
 - 2.2.4 定例会議
市及びSPCが開催する建設工事及び工事監理業務に係る定例協議会に出席し、運営を支援する。
- 3 SPC関連業務モニタリング
 - 3.1 SPC決算報告等財務状況確認【令和8～12年度業務】 ③
SPCが提出する決算報告等財務状況報告書について、事業計画どおり計画が進んでいるかについて確認を行う。
 - 3.2 サービス対価の改定に関する業務【令和8～11年度業務】 ④
各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業事業契約約款第81条に規定するサービス対価の改定に関する業務を行う。
 - 3.3 その他仕様変更等に関する支援業務【令和7～12年度業務】
その他仕様変更や変更契約書締結に関する業務を支援する。
 - 3.4 付帯施設（付帯事業）に関する支援業務【令和7～12年度業務】 ⑤
付帯施設（付帯事業）の実施に関連する業務を支援する。
- 4 開業前モニタリング【令和9～11年度業務】 ⑥
 - 4.1 維持管理業務計画書確認
SPCが提出する維持管理業務計画書の内容を確認し、指摘事項等を整理する。

- 4.2 運營業務計画書確認
SPCが提出する運營業務計画書の内容を確認し、指摘事項等を整理する。
 - 4.3 開業準備業務計画書確認
SPCが提出する開業準備業務計画書の内容を確認し、指摘事項等を整理する。
 - 4.4 開業準備業務報告書確認
SPCが提出する開業準備業務報告書の内容を確認し、指摘事項等を整理する
 - 4.5 定例会議
市及びSPCが開催する運営及び維持管理業務に係る定例協議会に出席し、運営を支援する。
- 5 供用後モニタリング ⑦
- 5.1 維持管理業務計画書確認【令和9～11年度業務】
SPCが提出する維持管理業務仕様書及び維持管理業務計画書の内容を確認し、指摘事項等を整理する。
 - 5.2 維持管理業務報告書確認【令和9～12年度業務】
SPCが提出する当該月の前月の業務に係る維持管理業務報告書の内容を確認し、事業計画どおり計画が進んでいるかについて確認し、指摘事項等を整理する。
 - 5.3 運營業務計画書確認【令和9～11年度業務】
SPCが提出する運營業務仕様書及び運營業務計画書の内容を確認し、指摘事項等を整理する。
 - 5.4 運營業務報告書確認【令和9～12年度業務】
SPCが提出する当該月の前月の業務に係る運營業務報告書の内容を確認し、事業計画どおり計画が進んでいるかについて確認し、指摘事項等を整理する。
 - 5.5 年報の確認【令和10～12年度業務】
SPCが提出する維持管理・運營業務に関する年報について、事業計画どおり計画が進んでいるかについて確認を行う。
 - 5.6 竣工後1年点検支援【令和10～12年度業務】
市の定期点検に同席し、品質確認を行い、必要に応じて助言を行う。
 - 5.7 定例会議【令和9～12年度業務】
市及びSPCが開催する運営及び維持管理業務に係る定例協議会に出席し、運営を支援する。
- 6 報告書作成等【令和7～12年度業務】
上記の業務に関し、必要となる各種資料を作成するとともに、報告書を取りまとめて提出する。また、必要に応じて事務局との協議を実施するものとする。

(適用基準等)

第7条 受注者は以下の契約関係書類及び関連法令・条例等に適合するように業務を実施しなければならない。

- ・各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業要求水準書
- ・各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業基本協定書
- ・各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業事業契約書
- ・各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業付帯事業の実施に係る基本協定書
- ・各務原市新総合体育館総合運動防災公園整備運営事業指定管理に関する年度協定書
- ・関連法令・条例等

(実施計画)

第8条 受注者は、契約後速やかに業務計画書、着手届、工程表、管理技術者、照査技術者届等を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

(協議)

第9条 受注者は、本業務の実施にあたり、監督員と綿密な連絡、協議を行い、疑義が生じたときは、監督員の指示を受けるものとする。

(工程管理)

第10条 受注者は、業務計画書に基づき、業務の進捗状況について随時監督員に報告し、適切な工程管理に努めなければならない。

(責務)

第11条 本業務に必要な資料は、受注者が収集作業を行うものとする。これらの資料の内容及び調査の成果は、外部へ情報を漏洩することがあってはならない。なお、発注者が提供する資料について、破損や紛失などを生じた場合は、速やかに発注者へ報告し、指示に従うこと。

(疑義)

第12条 本仕様書に明示なき事項、又は疑義を生じた場合は、監督員と協議の上、指示を受けるものとする。

(現地調査)

第13条 本業務の実施にあたり、現地調査が必要となる場合は、監督員の承諾を得て行うものとし、調査者の身分を明らかにして、土地所有者や管理者と無用の軋轢を生じることがないように十分注意をしなければならない。

(検査)

第14条 受注者は、業務完了時には、成果品を整え速やかに発注者の検査を受けなければならない。

(契約代金の支払時期及び方法)

第15条 契約金額の支払い方法は、年度ごとの業務完了後の出来高払いとし、完了届を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(成果品)

第16条 本業務の成果品は下記のとおりとする。

1. 年度業務報告書 年度ごとに正副2部【令和7～12年度業務】
2. 上記の報告書に関連するデータ一式

(その他)

第17条 受注者は契約の履行にあたって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書に基づき協議を行うものとする。

詳細については、教育委員会事務局教育施設整備推進課職員と協議しその指示に従うこと。

以上